

第1章 共同相続された預金債権の法律関係

——普通預金債権を中心に

中 田 裕 康

1 はじめに —— 大法廷決定によって提起された問題

最高裁大法廷平成28年12月19日決定（民集70巻8号2121頁。以下「本決定」という）は、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となると判断した。また、最高裁平成29年4月6日判決（判時2337号34頁。以下「平成29年判決」という）は、共同相続された定期預金債権及び定期預金積金について、同様の判断をした。こうして、従来判例は変更されたが、預貯金債権が共同相続された後、遺産分割がされるまでの間の相続人間の法律関係は、必ずしも明らかではない。本章は、普通預金債権を中心にこれを検討する。預貯金を預金で代表させ、預入金融機関を銀行で代表させることがある。

まず、これまでの判例を振り返り、本決定が、共同相続された預金債権が遺産分割されるまでの間の法律関係を明示していないことを確認する（2）。次に、考えられる法律関係として、預金債権の準共有を取り上げ、その内容と課題を検討する。また、ありうる他の法律関係に触れる（3）。そのうえで、準共有構成と他の構成を対比しつつ、具体的な場面（相続人の権利行使、相続人の債権者による差押え、銀行からの相殺）の処理を検討し、問題の所在と構造について考察する（4）。なお、民法が2017年（債権法）及び2018年（相続法）に改正されたことに伴い、以下、改正がなかった規定は条数のみで表示し、改正があった場合は、「改正前民法〇条」・「改正民法〇条」という形で表示する。

2 金銭債権の共同相続に関連する判例

（1）当然分割承継の原則

金銭債権などの可分債権が共同相続されると、相続開始と同時に当然に分割され各相続人が権利を承継するというのが、判例である。すなわち、大審院は、保険金請求権について、「遺産相続人数人ある場合においてその相続財産中に金銭債権存するときはその債権は法律上当然分割せられ各遺産相続人が平等の割合に応じて権利を有することは民法427条の法意に徴しまことに明白なり」と判示した（①大判大正9年12月22日民録26輯2062頁〔共有権に関する規定が準用され、保存行為以外の権利行使はすべて全員の共同行使によらなければならないという上告理由を排斥〕。平仮名表記とし漢字を一部仮名にした。以下同様）。最高裁もこれを受け継ぎ、立木伐採の不法行為に基づく損害賠償請求権について、「相続人数人ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継する」と判示した（②最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁〔合有的帰属を主張する上告理由を排斥〕）。

このように、判例は、金銭債権その他の可分債権の共同相続について、準共有論も合有的帰属論もとらず、当然分割承継の原則を示した。すなわち、共同相続された金銭債権は、分割債権（427条）となる。これは、明治民法起草者の示すところでもあった⁽¹⁾。

（2）預金債権への当然分割承継原則の適用

もっとも、②判決の法理を預金債権にも及ぼすことについては、学説では疑義も示されていた。すなわち、預金契約の相続という観点から、払戻しには共同相続人全員の手続を要するという指摘⁽²⁾、899条の相続分を具体的相続分とするのが通説であるが、分割債権説（②判決の法理）によれば法定相続分によるしかなくなるので、共同相続された預金債権は合有債権と解すべきであるという見解⁽³⁾、預金債権は共同相続人の準共有となると解すべきであるという見解⁽⁴⁾などがあった。しかし、最高裁は、②判決の法理を預貯金債権にも適用した。まず、共同相続人間の相殺の主張に関し、②判決を引用して「預金債権その他の金銭債権は、相続開始とともに法律上当然に分割され、各相続人がその相続分に応じて権利を承継する」と述べ、相続人は「預金については、銀行に対し、自己の相続分に相当する金額の払戻しを請求すれば足り」とした（③最判平成10年6月30日民集52巻4号1225頁〔共同相続人Aが他の共同相続人Bに対し、Bが預金を保管していると主張して、Bにその支払を求めることを否定〕）。次に、無効な遺言に基づいて相続財産に属する貯金の払戻しを受けた共同相続人に対し、他の共同相続人が不当利得の返還請求をした事案で、「相続財産中に可分債権があるときは、その債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて各共同相続人の分割単独債権となり、共有関係に立つものではない」として、②判決を引用し、他の共同相続人が払戻しを受けたときは、「侵害を受けた共同相続人は、その侵害をした共同相続人に対して不法行為に基づく損害賠償又は不当利得の返還を求めることができる」と述べた（④最判平成16年4月20日判時1859号61頁）。

（3）定額貯金債権についての例外の承認

他方、共同相続人相互間において預金債権も遺産分割の対象とすべきであるという考え

-
- (1) 梅謙次郎『民法要義卷之五相続編』113頁（1900年初版、使用版は1913年21版〔1984年復刻版〕）。明治民法下の遺産相続において、所有権は共有となり（明治民法1002条）、分割の対象となるが、債権債務については、同427条により各共同相続人が分割された債権を取得し、又は債務を負うのであり、同1003条は、債務が連帯債務とならないことを明らかにする意味があるという。
 - (2) 林良平「相続人の確認（三・完）」金法968号（1981年）23頁・27頁、同「遺産中の金銭の遺産分割前の帰属」金法1336号（1992年）6頁。一般に、分割債権であってもその発生原因である契約に起因する制約（同時履行の抗弁など）は受けるが、林説は「預金契約の全趣旨」から、これを導く一方、判決や差押えについてはそれが優先するという。
 - (3) 高木多喜男「相続預金に関する最近の判例と学説の動向」金法1394号（1994年）7頁。
 - (4) 品川幸次「遺産『共有』の法律関係」判タ121号（1961年）3頁・8頁以下〔債権一般について準共有論を展開する〕、米倉明「銀行預金債権を中心としてみた可分債権の共同相続——当然分割帰属なのか」タートンヌマン6号（2002年）1頁。

方は広く支持されており（それゆえ、分割承継された預金債権も相続人の合意により遺産分割の対象とするという実務が形成された）、また銀行との関係でも共同相続人全員が共同してのみ預金の払戻請求ができるとすべきであるという見解も前述のとおり有力であった。このような状況で、最高裁は、定額郵便貯金債権の共同相続について、郵便貯金法の解釈により、同債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないと判示した（⑤最判平成 22 年 10 月 8 日民集 64 卷 7 号 1719 頁）。この判決における千葉勝美裁判官の補足意見は、相続開始後、「共同相続人は定額郵便貯金を準共有する（それぞれ相続分に応じた持分を有する）」と述べた（法廷意見には「準共有」の語は現れていない）。

（４）準共有構成の展開

① 預金契約上の地位

判例には、共同相続において準共有の概念を用いるものもある。まず、預金契約上の地位に関するものがある。共同相続人の 1 人が被相続人名義の預金口座の取引経過の開示を金融機関に請求した事案で、最高裁は、「預金者が死亡した場合、その共同相続人の一人は、預金債権の一部を相続により取得するとどまるが、これとは別に、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる（同〔民〕法 264 条、252 条ただし書）」と述べ、預金契約上の地位が共同相続により 264 条の準共有状態にあることを示した（⑥最判平成 21 年 1 月 22 日民集 63 卷 1 号 228 頁）。

② 株式・投資信託受益権・国債

最高裁は、かねてから、株式が共同相続された場合には共同相続人の準共有になるとしており（⑦最判昭和 45 年 1 月 22 日民集 24 卷 1 号 1 頁）、有限会社の持分についても同様である（⑧最判平成 9 年 1 月 28 日判時 1599 号 139 頁）。また、株式、投資信託受益権及び国債が共同相続された場合について、これらは「相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることがないものか、又はそう解する余地があるものである」とした（⑨最判平成 26 年 2 月 25 日民集 68 卷 2 号 173 頁〔株式について⑦判決を引用する〕）。

このように、最高裁は、預金契約上の地位及び株式・投資信託受益権・国債について、これらが共同相続された場合、当然分割承継されるのではなく、相続分の割合による準共有状態となると判断してきた。

（５）本決定と平成 29 年判決

① 裁判の内容

普通預金債権等の共同相続に関する本決定（⑩前掲最大決平成 28 年 12 月 19 日）及び平成 29 年判決（⑪前掲最判平成 29 年 4 月 6 日）は、このような判例法理の展開の中で示さ

れた。本決定は、預貯金一般の性格等を踏まえつつ、各種預貯金債権の内容及び性質に鑑みると、共同相続された普通預金債権等は、「相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる」という。その理由は、普通預金（本決定）と定期預金（平成29年判決）とでは、少し異なる。

普通預金債権については、こういう。㉔普通預金契約は、預金者がいつでも自由に口座に入出金できるという継続的取引契約である。口座に入金がある都度、その額について消費寄託契約が成立し、その結果発生する預金債権は、既存の預金債権と合算され、1個の預金債権として扱われる。このように、普通預金債権は、「1個の債権として同一性を保持しながら、常にその残高が変動し得るもの」である。㉕このことは、預金者が死亡した場合も変わらない。預金者死亡後、普通預金債権は、「口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはない」。㉖「相続開始時における各共同相続人の法定相続分相当額を算定することはできるが、預貯金契約が終了していない以上、その額は観念的なものにすぎない。

「相続開始時の残高に基づいて当然に相続分に応じて分割され、その後口座に入金が行われるたびに、各共同相続人に分割されて帰属した既存の残高に、入金額を相続分に応じて分割した額を合算した預貯金債権が成立すると解することは、預貯金契約の当事者に煩雑な計算を強いるものであり、その合理的意思にも反する」。つまり、普通預金債権の性質(㉔)から、相続開始時に当然に相続分に応じて分割されないことが導かれ(㉕)、当然分割帰属だとすると預金契約当事者の合理的意思に反する結果をもたらすこと(㉖)が、これを補強する。

定期預金債権については、こういう。㉗定期預金は、「預入れ1口ごとに1個の預金契約が成立」し、「契約上その分割払戻しが制限されている」が、この「制限は、一定期間内には払戻しをしないという条件と共に定期預金の利率が高いこと的前提となっており、単なる特約ではなく定期預金契約の要素というべきである」。㉘「仮に定期預金債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記の制限がある以上、共同相続人は共同して払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行行使する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい」。つまり、定期預金契約の「要素」から、相続開始時に当然に相続分に応じて分割されないことが導かれ(㉗)、当然分割帰属だと解する意義がないこと(㉘)が、これを補強する。

② 分析

このように、最高裁は、普通預金債権については、契約の構造及び債権の性質から、定期預金債権については、契約の「要素」から、相続開始時の当然分割帰属の否定を導いたうえ、それぞれその他の事情によって補強する。両者は少し異なるものの、当該契約の本質(構造・

要素)及び債権の性質に照らして判断するという構成は、同じである。これは、「可分債権」の債権者が死亡した場合の共同相続人の当然分割帰属という命題(②判決)は維持しつつ、預貯金債権は、それに当たらないという結論を導くための論理である⁽⁵⁾。

ところで、本決定(法廷意見)では、「準共有」の語は、「預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人」という部分で用いられているのみである。また、平成29年判決も準共有の語を用いていない。つまり、最高裁は、預金契約上の地位及び株式・投資信託受益権・国債については、共同相続によって準共有状態となると述べているが、預貯金債権については、準共有という言葉を使っていない。これは、本決定及び平成29年判決において、預貯金債権は共同相続されても相続開始時に当然に相続分に応じて分割されることはない、という結論を示すためには、遺産分割までの間の法律関係の性質決定をする必要がなかったからではないかと考える。

もっとも、岡部喜代子裁判官の補足意見は、「共同相続の場合には、普通預金債権については相続人各別の行使は許されず、準共有状態が存続する」と述べ、鬼丸かおる裁判官の補足意見は、「共同相続人は、被相続人の上記各債権を相続開始時の残高につき準共有し、これは遺産分割の対象となる」と述べている⁽⁶⁾。本決定の担当調査官も、本決定は、預貯金契約上の地位が共同相続人全員の準共有となることから預貯金債権も準共有となるという見解⁽⁷⁾をとるものではないとしつつ、結論として、共同相続された預貯金債権は準共有になるという前提で関連問題を検討している⁽⁸⁾。本決定⁽⁹⁾及び平成29年判決⁽¹⁰⁾の評釈等でも、最

-
- (5) 齋藤毅「判解」『最高裁判所判例解説民事篇(平成28年度)』526頁・542頁(2019年)は、「権利の内容及び性質に照らし」、②判決にいう「可分債権」に当たらないと判示したものだというのが、同旨であろう。なお、同調査官の先行する解説として、ジュリ1503号76頁及び曹時69巻10号308頁(いずれも2017年)がある。
- (6) このほか、大橋正春裁判官の意見も、「普通預金債権及び通常貯金債権を準共有債権とすると、問題の根本的解決にならない」とし、「普通預金債権及び通常貯金債権を可分債権とする判例を変更してこれを準共有債権とすることには賛成できない」というものであり、法廷意見は準共有と考えているとの理解を前提としている。他方、大谷剛彦・小貫芳信・山崎敏充・小池裕・木澤克之各裁判官の補足意見及び木内道祥裁判官の補足意見には、「準共有」の語は現れない。
- (7) 川地宏行「共同相続における預金債権の帰属と払戻」名古屋大学法政論集254号(2014年)907頁・930頁～932頁、齋藤・前掲注(5)564頁(注35)。
- (8) 齋藤・前掲注(5)544頁・547頁以下。
- (9) 潮見佳男①・金法2058号17頁・18頁、窪田充見・ジュリ1503号58頁・61頁、西希代子①・法教440号70頁・75頁、名島亨卓・金判1517号2頁・4頁、潮見佳男②・金法2071号48頁・51頁以下、西希代子②・金法2073号11頁・14頁、川地宏行・民商153巻5号102頁・119頁以下(以上2017年)、谷口安史・金法2084号36頁・39頁、羽生香織・判評709号18頁・21頁、潮見佳男③・金融法研究34号65頁(以上2018年)。もっとも、潮見①②③は、遺産共有に属する個別財産としての預金債権の準共有と、純粋な物権・債権法レベルでの準共有債権との相違を指摘する。他方、金子敬明・リマックス56号62頁、白石大・民法判例百選Ⅲ〔第2版〕134頁(以上2018年)は、本決定が準共有と明示していない点を指摘し、留保する。なお、森田宏樹「可分債権の遺産分割における取扱い」論究ジュリ20号(2017年)12頁・17頁以下(本決定とほぼ同時期の執筆)は、共同相続人が預金口座を準共有し、その利用権限が全員に不可分的に帰属する結果として、預金債権(残高債権)の観念的な持分は認められるとしても、分割債権となるわけではないという。金子・前掲65頁は、これを進め、各相続人は未分割の預金について持分を有しない(全員で共同して行使すべき管理処分権限を託されているにすぎない)という。
- (10) 宮本誠子・ジュリ1518号85頁・87頁、伊藤栄寿・リマックス57号68頁・70頁以下(以上2018年)。

高裁が共同相続された預金債権は相続人間の準共有となるという考え方に立っていると理解するものが多い。

3 考えられる法律関係

(1) 「準共有」についての検討課題

最高裁が共同相続された預金債権が準共有となると明言しないことは、結論を導くうえで必要がなかったからであろうが、債権の準共有の概念にはなお未解明の点あり、学説の検討が十分に進んでいないことも、その背景にあったのではないかと思われる⁽¹¹⁾。「債権の準共有」に関する課題を次の4つに整理しよう。①権利の構造の不明瞭さ、②法適用の不明瞭さ、③具体的帰結の不明瞭さ、④他の構成との比較の必要性である。順に検討する。

① 権利の構造の不明瞭さ

第1に、共有の性質について、学説の対立があり、各共有者の持分の性質の理解にも相違がある。基本的には、㉔共有とは、数人が共同して1個の所有権を有する状態であるという理解と、㉕共有とは、各共有者が各1個の所有権を有し、各所有権が一定の割合で制限しあい、その内容の総和が1個の所有権の内容と等しくなっている状態だという理解がある。㉔は、民法起草者の理解であり⁽¹²⁾、判例でも抽象論としてそのようにいうものがある⁽¹³⁾。その後の学説でも、これを支持するものがある⁽¹⁴⁾。この理解によると、各共有者の持分は、所有権そのものではないということになる。㉕は、現在の学説で有力な説である⁽¹⁵⁾。この立場では、各共有者の持分権は、制限された所有権であり、所有権と同一の性質を有することになる。いずれにせよ、「その権利が所有権と同質の権利であること、割合的な権利であることは一致して認められている」といわれるが（佐久間・前掲注(15)196頁）、「同質」の内容・程度については理解が分かれ、㉔㉕のそれぞれの内部においてさえ一様ではない。

第2に、債権の準共有については、共有の性質に関する理解の相違が持ち込まれるうえ、

-
- (11) 本決定の評釈等でも、前掲注(9)に示した、潮見教授の指摘、金子・白石教授の留保、森田教授の分析が注目される。他方、預金債権に限らず、可分債権一般も共同相続人の準共有とする方向を示す、川地・前掲注(9)、伊藤・前掲注(10)もある（窪田・前掲注(9)も参照）。
- (12) 梅謙次郎『訂正増補民法要義卷之二物権編』190頁（1896年初版、使用版は1911年訂正増補改訂版31版〔1984年復刻版〕）、富井政章『民法原論第2巻物権』156頁（1923年合冊版〔1985年復刻版〕）。
- (13) 大判大正8年11月3日民録25輯1944頁は、単独所有権の登記を共有権の登記に改める方法について、「共有は数人が共同して一の所有権を有する状態にして共有者は物を分割して其一部を所有するにあらず。……各共有者の持分は一の所有権の一分子として存在を有するに止まり別箇独立の存在を有するものにあらず」という。最判昭和46年10月7日民集25巻7号885頁は、共有権確認の訴訟形態に関する判断に際して、「いわゆる共有権（数人が共同して有する一個の所有権）」という説明をする。
- (14) 末川博『物権法』308頁（1956年）、近江幸治『民法講義II物権法〔第3版〕』241頁（2006年）、山野目章夫『物権法〔第5版〕』166頁（2012年）など。
- (15) 我妻栄〔有泉亨補訂〕『新訂物権法』320頁（1983年）、川井健『民法概論2（物権）〔第2版〕』173頁（2005年）、松岡久和『物権法』43頁（2017年）など。佐久間毅『民法の基礎2物権〔第2版〕』196頁（2019年）は、近時は、㉕が有力であるという。

論点が増えるため、更に複雑化する。論点のうち、債権の準共有を認めることは「債権の上の所有権」概念を認めることになるのではないかという点⁽¹⁶⁾については、両者は切り離して考えるべき問題だという指摘があり（米倉・前掲注(4)31頁以下）、収束をみたといえるだろう。これに対し、多数当事者の債権関係との関係の問題は、なお存在する。債権債務の当事者が多数である場合について、㉔「同一・一個の債権債務が複数主体に帰属」する「債権・債務の共同的帰属」と、㉕「一個・同一の給付を目的とするが債権者または債務者の数に応じた多数の債権関係が成立」する「多数当事者の債権関係」があるところ、準共有は㉔であり、427条以下の対象は㉕であるという指摘がある⁽¹⁷⁾。民法の規定する多数当事者の債権関係が㉕だとすると、共有の性質に関する㉔説とは容易に区別されるが、㉕説との区別はかなり微妙になる。

② 法適用の不明瞭さ

a 264条と多数当事者の債権債務の関係

債権が共同相続された場合、準共有（264条）と多数当事者の債権債務（427条以下）との関係が問題となる。次のような説明がある。

伝統的な理解はこうである。債権も相続財産を構成するから、共同相続人の共有となり（898条）、所有権以外の財産権として264条が適用される。427条以下の規定は、264条但書にいう「法令に特別の定め」にあたるので、まずこれを適用し、必要があれば、同条本文により共有の規定を準用する⁽¹⁸⁾。

このほか、1個の債権が共同相続され、共有的帰属を生ずべき場合は、分割・不可分・連帯のいずれかの債権関係に「転換」というものもある（奥田・前掲注(17)331頁）。

また、民法起草者は、債権の遺産相続について、「債権債務を共有する場合に於ては法理上は常に債権者又は債務者の頭数に均しき債権債務成立すべきものとす」と述べていた（梅・前掲注(1)113頁。原文は片仮名表記）。

このように、債権の共同相続の場合、結論として427条以下の規定が適用されるという見解でも、債権の準占有を観念的に認めるか、また427条以下の適用にあたって264条但書を経由するかについて、必ずしも一致していないようである。ここで、共同相続された預金債権が準共有になるというのであれば、この不明瞭さを解消しておく必要がある⁽¹⁹⁾。

(16) 我妻栄①「権利の上の所有権という観念について」同『民法研究Ⅲ』163頁（1966年。初出1936年）参照〔「債権の上の所有権」を認める必要はないという〕、同②『新訂債権総論』386頁（1964年）。

(17) 奥田昌道『債権総論〔増補版〕』329頁以下（1992年）。

(18) 債権の共有については、すべて「別段の定め」があることになるというのは、明治民法起草者以来の理解である（梅・前掲注(12)223頁以下）。

(19) 松尾弘「債権の準共有について」法学研究91巻2号（2018年）255頁は、債権者が複数存在する場合は、常にいったんは債権の準共有の状態が発生するという見解を提示する。

b 264条の適用の効果

共同相続された預金債権が共同相続人間で準共有になるという見解についても、その効果の理解は様ではない。債権の準共有は、その内容構成に関して、共有規定及び多数当事者の債権債務に関する規定（427条以下）の二面からの規制を受けるというもの（品川・前掲注(4)9頁）、預金債権の共同相続により1個の債権が数人で準共有されることになるが、多数当事者の債権債務に関する規定ではなく相続法の規定が適用され、ただ、その行使面については共有の規定（251条・252条・255条）が類推適用されるというもの（米倉・前掲注(4)42頁以下）などがある。

c 問題の整理

問題は、次の通りである。①264条の適用の前提として、債権の総有的帰属・合有的帰属・共有的帰属の区別を前提として、共同相続された預金債権は共有的帰属だから264条が適用されるというのか、それは合有的帰属だから同条が適用されないというのか、3つの帰属形態の区分を前提とせずに同条が適用されるというのか、それとも適用されないというのか。これは、264条本文の適用範囲の問題であり、いわば264条の入口の問題である。②次に、264条が適用されるとすると、同条但書の「法令に特別の定め」にあたるのは427条なのか、同条が「特別の定め」にあたらないと考える場合は、物権法の共有の規定が準用されるのか、それとも他の規定の適用又は準用もありうるのか。これは、同条但書による特別の定めの意味の問題であり、いわば264条の出口の問題である。このように整理すると、②判決の意味での「可分債権」と「預金債権」の区別が、どの段階でされるのかの違いが浮かび上がってくるだろう。

③ 具体的帰結の不明瞭さ

預金債権の共同相続において、民法の共有の規定を準用するとしても、その帰結に不明確な点が多い。249条（共有物の使用）は、債権については考えにくい。250条（共有持分の割合の推定）は、共同相続においては、相続分によることになるので機能しない。251条（共有物の変更）は、「預金の払戻しは『変更』にあたるので、他の共有者の同意がないとできない」ことの根拠規定として用いられることがあるが、同条は本来は共有物の物理的変更を想定するものであり、更に法律的变化にも適用があるかが議論されているという状況であって、預金の払戻しを想定するものではなかった⁽²⁰⁾。252条（共有物の管理）・253条（共有物に関する負担）・254条（共有物についての債権）は、實際上、機能する場面は多くないだろう（預金口座管理料制度が導入された場合には、ありうるかもしれない）。255条（持

(20) そこで、齋藤・前掲注(5)572頁は、弁済の受領が債権の処分にあたるという奥田・前掲注(17)497頁を引用して補強するが、これは無能力者の受領権限に関する記述である。また、弁済の受領が103条の保存行為なのか利用行為なのかについても議論があり（佐久間毅『新版注釈民法(4)』86頁（2015年））、それぞれの問題ごとに検討すべきことだろう。

分の放棄及び共有者の死亡)の適用はありうるが、現実には、紛争とあることは稀なことだろう。256条から262条の共有物分割に関する規律は、遺産分割に関する規律がこれに代わることになるだろう。これらの規定の準用は、共同相続された預金債権の規律のために、かなり目的的な解釈を必要とするものであり、さほど有益ではなく、むしろ硬直的になることもありそうである。

④ 他の構成との比較の必要性

全員が揃ってでないと行使できない債権は、債権の準共有には限らない。国際契約原則等においては、準共有の概念には関心がもたれず、複数の債権者が全員揃わないと履行の請求や弁済の受領ができない共同債権 (communal claims、 joint rights、 joint claims) の概念が用いられている⁽²¹⁾。共同相続された預金債権について、分割債権か準共有かの二者択一でなく、それ以外の法律構成がありうるということが出来る。

日本民法に接合するとすれば、たとえば、次のような説明が考えられる。預金債権が共同相続されると、それは相続財産を構成するものとして共有となり(898条)、264条の適用対象となる。民法第3編第1章「第3節 多数当事者の債権及び債務」は、同条但書の「法令の特別の定め」にあたる。②判決のいう「可分債権」は、同節の総則である427条により、分割債権となる。ところで、同節は、そこに規定された7種以外の債権債務関係が創出されることを許容している。共同債権はそれにあたる。これは、当事者の意思表示によっても成立しうるが、より安定的な類型として認められるのは、いわば「性質上の共同債権」である(債権の目的がその性質上共同である場合。改正民法428条参照)。本決定及び平成29年判決が、預金契約の本質(構造・要素)や預金債権の性質によって、②判決の「可分債権」と区別するのも、この趣旨だと理解することができる。新設された改正民法909条の2も、共同相続された預金債権が「性質上の共同債権」となることを裏付ける。共同債権においては、多数の債権者がそれぞれ債権を有するが、全員共同してでないと、行使できない(対外的効力)。1人について生じた事由の他への影響(影響関係)や、内部関係(分配)は、共同相続された預金債権という「性質」によって定まる。

(2) 検討対象とする法律構成

共同相続された預金の債権債務関係の法的性質については、準共有、共同債権のほか、合有債権とする考え方もありうる。もっとも、これは遺産共有に関する合有説(現在では支持が少なくなっている)と連結し、その当否に関わる問題であるところ、合有債権だとしても

(21) O. Lando et al. (eds.), Principles of European Contract Law, Part III (2003), arts.10:201(3) and 10:204; Ch. v. Bar & E. Clive (eds.), Principles, Definitions and Model Rules of European Private Law — Draft Common Frame of Reference (DCFR), Full Edition, vol.1 (2009), III.-4:202(3), III.-4:203(1) and III.-4:205; UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts 2016, art.11.2.1(c). 中田裕康「共同型の債権債務について」星野英一先生追悼『日本民法学の新たな時代』393頁(2015年)。

各相続人の持分権を認めるとすれば、準共有における議論に近づいてくるので、単純化のため、ここでは検討を見送ることとする。また、共同して行使しなければならない債権が「不可分債権」と呼ばれることもあるが、これは改正民法 428 条（各債権者が単独で全部の履行を請求できる）とは異なる内容の概念であり、混乱を招くので、ここでは言及しない。

そこで、次項では、準共有構成と共同債権構成との具体的帰結を検討する。

4 各法律構成の帰結

(1) 検討の枠組み

問題は 3 つの層からなる。

第 1 は、預金債権が共同相続された場合の法律関係をどう理解するかである。ここでは、具体的問題の帰結を比較する目的との関係で、準共有について、共同相続人が全員で 1 個の預金債権を有し、各人の持分は債権そのものではないという構成（準共有構成Ⅰ）、各共同相続人が相続分に応じた各 1 個の債権を有し、その内容の総和が 1 個の預金債権の内容と等しくなっている構成（準共有構成Ⅱ）を考える。これに対し、各共同相続人は、相続分に応じた各 1 個の共同債権（全員共同してでないとは行使できない債権）を有する状態にあるという共同債権構成も検討対象とする。

第 2 は、具体的問題の帰結がどうなるかである。代表的な問題として、①共同相続人の 1 人が相続開始後に他の相続人の同意を得ずに、単独で預金の払戻しを受けた場合、他の相続人は不当利得返還請求又は不法行為に基づく損害賠償請求（以下「不当利得返還請求等」という）ができるか、②相続人の 1 人の債権者は、被相続人名義の預金について当該相続人の相続分に相当する分を差し押さえ、取り立てることができるか、もしできた場合、他の相続人は当該相続人に対し不当利得返還請求等ができるか、③銀行は、相続人の 1 人に対する債権を当該相続人の相続分に相当する預金債務と相殺することができるか、を取り上げる。

共同相続人の 1 人が単独で払戻しを請求できないこと、預金債権が遺産分割の対象となることは、前提とすることとし、検討対象には含めない。このほか、被相続人の債権者が被相続人名義の預金債権を差し押さえ、取り立てることができるか、銀行が被相続人に対する債権（相続債務）と預金債務を相殺することができるか、相続開始後、遺産分割前に預金口座に入金があった場合、当該預金に利息が付された場合、預金口座の管理費が請求される場合などの問題もあるが、ここでは立ち入らない。

第 3 は、相続人が相続分に応じて権利（持分権、共同債権）を有するとして、それは具体的相続分か、法定相続分かである。遺産分割においては、具体的相続分が基準となるが、具体的相続分は、「遺産分割手続における分配の前提となるべき計算上の価額又はその価額の遺産の総額に対する割合」であり、それ自体は実体法上の権利関係であるとはいえないというのが判例（最判平成 12 年 2 月 24 日民集 54 卷 2 号 523 頁）であり、学説の支持も得ている。そこで、遺産分割前に生じた上記の具体的問題の解決にあたって、法定相続分によっ

て解決することの可否、仮に可とする場合の具体的相続分との調整、という問題が生じる。

次項において、第 2 として掲げた 3 つの問題 (①②③) について、第 1 で示した 3 つの構成 (準共有構成 I・準共有構成 II・共同債権構成) のそれぞれでどうなるのかを検討し、その後、第 3 に掲げた 2 つの相続分の調整のあり方を考えてみたい。なお、2018 年の民法 (相続関係) 改正により、遺産分割前に遺産に属する財産が処分された場合 (改正民法 906 条の 2) 及び遺産分割前における預貯金債権の行使 (同 909 条の 2) に関する規定が置かれたが、単純化のため、以下では、これらの規定を捨象して検討する。

(2) 具体的問題の検討

① 共同相続人の 1 人による預金の払戻し

a 議論の状況

2 人の共同相続人の 1 人である A が相続開始後に他の相続人 B の同意を得ずに、単独で預金の払戻しを受けた場合、B は A に対し不当利得返還請求等ができるか。

肯定説が一般的である。すなわち、一部払戻しは「準共有物たる普通預貯金債権の法律上の変更」に当たり、常に他の共同相続人の準共有持分を侵害する」ので、自己の準共有持分の範囲内であるかどうかを問わず、他の相続人は払戻額について法定相続分に応じた額で、不当利得返還請求等ができるというもの⁽²²⁾、「他の共同相続人に無断で払い戻す行為は、自らの準共有持分を超える部分について、他の共同相続人に対する準共有持分侵害の不法行為又は法律上の原因のない利得」になるというもの⁽²³⁾などがある⁽²⁴⁾。この場合、法定相続分によって算出するほかないというものが多いが (名島、堂菌=野口)、本決定の趣旨からは具体的相続分によるのが本来であるとしたうえ、地裁の審理でそれを実現することの可能性について具体的に検討するものもある (植田)。

これらの肯定説にあっても、不当利得返還請求等ができるのは、A が払戻しを受けた金額が、④A の相続分を超える場合に限り、その超過分についてなのか、⑤A の相続分を超えない場合も含むのかで見解が分かれる。

b 各構成との関係

準共有構成 I は、⑥に親和的である。準共有構成 II は、④も⑤も導くことができるだろう。

(22) 名島・前掲注(9)4頁・6頁(注35)。齋藤・前掲注(5)548頁・571頁(注54-2)もこれに同調する。白石大「相続による債権・債務の承継」法時89巻11号(2017年)18頁・19頁は、払戻しが「変更」に当たるかどうかを検討する。

(23) 植田智彦「相続開始後の遺産預貯金の払戻しに関する3つの問題の考察」判タ1441号(2017年)17頁。

(24) 民法(相続関係)改正の立案担当のものとして、堂菌幹一郎=野口宣大『一問一答新しい相続法』(2019年)95頁以下。なお、谷口・前掲注(9)40頁は、払戻しを受けた預貯金額について、当該相続人の先取得分と取り扱って具体的相続分を算定すべきことを述べ、齋藤・前掲注(5)570頁以下は、他の共同相続人全員が払戻しを追認した場合は、一部分割を受けたものと同視できるという。

共同債権構成では、内部関係の定め方により、④又は⑤となる。いずれにおいても、Aの「相続分」は、法定相続分を基準とせざるをえない。そのため、具体的相続分との調整をするという、次の課題が提示される（後述（3））。

② 相続人の債権者による差押え・取立て

a 議論の状況

2人の共同相続人の1人であるAの債権者Gは、被相続人名義の預金債権についてAの相続分に相当する分を差し押さえ、取り立てることができるか、もしできた場合、他の共同相続人BはAに対し不当利得返還請求等ができるか。

Gは、預金債権のうちAの「準共有部分を差し押さえることはできるが、他の相続人全員と共同しない限り取立てをすることはできない」という見解が有力である⁽²⁵⁾。それが、金銭債権に対する強制執行（民事執行法143条）となるか、「その他の財産権」に対する強制執行（同167条1項）となるかについては両論あるが、東京地裁民事執行センターでは、金銭債権に対する強制執行（債権執行）によるとのことである。その理由としては、各共同相続人は預金債権のうち各自の持分（法定相続分）に相当する価値を把握していること、債権の準共有持分についても債権とみなすことができること（不動産の共有持分を不動産とみなす同43条2項とも同様に考えること）、本決定は、預金債権の性質や執行方法を変更するものではないことがあげられている⁽²⁶⁾。その換価方法は、譲渡命令又は売却命令（同161条1項）によることになり、準共有持分を取得した差押債権者又は第三者は、共有物分割請求をしたうえ（最判昭和50年11月7日民集29巻10号1525頁）、他の共同相続人に賠償金を支払って、預金債権全部を取得して、それを行使するか、又は、他の共同相続人に預金債権全部を取得させて賠償金の支払いを受けるという方法による⁽²⁷⁾。

Gは取立てができないわけだが、次の判例はある。被相続人名義の委託者指図型投資信託受益権の一部にかかる解約金支払請求権を、相続開始後、2人の共同相続人のうちのAの債権者が差し押さえ取り立てた場合について、⑧判決を引用したうえ、他の共同相続人BがAに対し、差押え・取立てにかかる部分（約1,571万口のうち約231万口）の法定相続分2分の1相当額の金員を不当利得として返還請求ができるとした判例である（最判平成26年9月25日〔国税徴収法による差押え・取立て〕⁽²⁸⁾。ここでは、Aの法定相続分を下

(25) 引用部分は、齋藤・前掲注(5)549頁。西・前掲注(9)①76頁、潮見・前掲注(9)②54頁、谷口・前掲注(9)41頁以下、白石・前掲注(22)22頁も同様。なお、遺産合有説を前提とする我妻栄『改正親族・相続法解説』195頁（1949年。使用版は1952年11刷）は、共同相続人の債権者がその持分の上に執行することは可能だという。

(26) 小津亮太＝谷池政洋「共同相続された預貯金債権に対する強制執行」金法2083号（2018年）44頁・45頁。

(27) 齋藤・前掲注(5)549頁、小津＝谷池・前掲注(26)45頁以下。転付命令については、「券面額」を観念できるかなどの問題があるが、齋藤・前掲注(5)572頁（注57）、谷口・前掲注(9)42頁は、必ずしも否定するものではないようである。否定説としては、浅田隆＝平松知実＝圓道至剛「鼎談」金法2063号（2017年）6頁・27頁〔圓道〕。

(28) 平成25年（受）1392号（判例集未掲載だが、判時2258号30頁に全文の紹介がある）。角谷昌

回る部分が取り立てられた場合について、法定相続分を基準とする B の不当利得返還請求が認められたことが注目される。

b 各構成との関係

差押えについては、準共有構成 I では債権そのものではない持分、つまり「その他の財産権」の差押え（民事執行法 167 条 1 項）、準共有構成 II では債権である持分の差押え（同項又は同 143 条以下）、共同債権構成では債権の差押え（同 143 条以下）ということになる。その取立てができないことは、準共有構成 I・II では準共有の規律（264 条・251 条、改正民法 676 条 2 項の類推適用など）によって説明され、共同債権構成では、共同相続された預金債権としての共同債権の性質によって説明される。

③ 銀行からの相殺

a 議論の状況

銀行 S が 2 人の共同相続人の 1 人である A に対する金銭債権を自働債権とし、相続財産である預金債権についての A の法定相続分に対応する部分を受働債権として、相殺することができるか。

これは、見解が分かれる。対立点は、①自働債権（S の金銭債権）と受働債権（A の権利）とは「同種の目的を有する」（505 条 1 項）といえるか、②S は、単独の A に対しては弁済できないが、相殺ならできるのか（弁済と相殺を区別できるか）、③S には相殺に対する合理的期待があるといえるか、④相殺を認めると、他の共同相続人の具体的相続分が害されるのではないか、である。このうち、③は S が被相続人に対する金銭債権を自働債権として相殺する場合との対比で言及されることがあり、また、④は相殺を認めた場合の事後の調整の問題ともなるが、議論の中心となるのは①②である。

肯定説⁽²⁹⁾のうち、最も詳しく論じる齋藤調査官は、次のようにいう。①については、共同相続人の持分が債権全体に及んでいることと預貯金債権の性質（金額債権であり、抽象的な債権である）によれば、「各共同相続人は、預貯金債権のうち各自の持分割合すなわち相続人分に相当する額の価値を把握している」といえるので、金融機関の金銭債権と「同種の目的を有する」といえる⁽³⁰⁾。②については、預貯金債権の払戻しを受けること（弁済の受領）は、準共有債権に「変更を加える」行為（251 条）だから、他の共同相続人の同意がないとできないが、相殺は金融機関の側からするものであり、弁済の受領を伴わないから区別され

穀『最高裁判所判例解説民事篇（平成 26 年度）』78 頁・91 頁以下参照（2017 年）。

(29) 齋藤・前掲注(5)550 頁以下、谷口・前掲注(9)42 頁以下、浅田ほか・前掲注(27)25 頁〔圓道（①）を検討〕・浅田（③を重視）〕。

(30) 齋藤・前掲注(5)550 頁・572 頁。組合について 677 条が相殺を禁じているが、相続財産には、このような規定がないことも指摘する。なお、遺産共有について合有説をとる立場からも相殺は認められる（我妻・前掲注(25)194 頁は、相殺は可能であり、それは後の分割によって影響を受けずに効力を持続するという）。

る⁽³¹⁾。したがって、金融機関のする相殺は、金融機関の債権と預貯金債権のうち当該共同相続人の相続分相当額との対当額で、共同相続人全員との関係で効力を生じ、債権の消滅をもたらす⁽³²⁾。

否定説⁽³³⁾のうち、最も詳しく論じる岩川准教授は、次のようにいう。④については、準共有持分を1個の債権のように扱うのは、改正民法909条の2の規律と整合しないし、準共有構成Ⅰからはそのようには見づらい⁽³⁴⁾。⑤については、相殺の弁済代用機能により債権の相互性が求められているところ、251条による準共有者の弁済受領機能の制約を通じて、債務者（金融機関）の弁済が制約され、個々の準共有者に対する弁済義務が否定され、債権の相互性が否定されるので、法定相殺の要件が充足されない⁽³⁵⁾。

b 各構成との関係

④（同種の目的）については、準共有構成Ⅰでは認めにくく、準共有構成Ⅱでは同Ⅰよりも肯定しやすい。共同債権構成では、肯定されることになる。⑤（相殺と弁済との区別の可否）については、準共有構成Ⅰ・Ⅱでは、251条の「変更」と相殺との関係の評価によることになる（相続人の弁済受領を制約するものか、金融機関もその制約に服するものか）。共同債権構成では、「債務者が共同債権者全員に対してしか履行できない」ことが相殺にも及ぶか否かの問題か、あるいは、相殺の影響関係（相対的効力か、絶対的効力か）の問題かであるが、多数当事者間の債権債務では相殺を弁済と区別していること（改正民法428条・同434条・同430条・同439条）を考えると、後者の問題とするのが適切だろう。絶対的効力か相対的効力かは、「性質上の共同債権」の規律内容の問題となろう。共同相続された預金債権の性質に適合する効力を考えることになり、その実質的内容が検討されるべきことになる。

（3）法定相続分と具体的相続分の調整

以上の3つの問題（①②③）において、不当利得返還請求等、差押え、相殺を認める場合には、法定相続分によるしかない。具体的相続分に権利性がないとされること、それは各相続人の特別受益及び寄与分を考慮して決まるものであるため、①～③の問題が現れる場面

(31) 齋藤・前掲注(5)同572頁以下。谷口・前掲注(9)43頁も同様だが、更に、相続人の債権者が準共有持分を差し押さえることができることとのバランスも指摘する。

(32) 齋藤・前掲注(5)同550頁以下。谷口・前掲注(9)43頁は、消滅する額は、当該相続人の有する法定相続分の割合となるという。

(33) 西・前掲注(9)①76頁（⑤が理由）、白石・前掲注(22)22頁（④⑤が理由）、岩川隆嗣「預金債権の共同相続後における金融機関による相殺」NBL1160号（2019）24頁（④⑤⑥が理由）。潮見・前掲注(9)①55頁、同②55頁、同③71頁・101頁も、遺産分割前の相殺を認めない（④⑤が理由）。浅田ほか・前掲注(27)25頁～26頁〔平松〕は、相殺を認めると具体的相続分が害されるので、妥当でないという。

(34) 岩川・前掲注(33)26頁・32頁。なお、組合に関する改正前民法677条は、本来は可能な相殺を特に否定したものではなく、当然に相殺が禁止される理を表したものだという（同27頁）。

(35) 岩川・前掲注(33)25頁以下・32頁。

で、その算定をすることは事実上不可能であることによる。具体的には、①～③の問題については、法定相続分による効果を認めたいえ、遺産分割の場面で、具体的相続分との清算をすることになる（一部分割が先行したと評価すべきこともある）が、遺産分割との先後関係や、管轄（地裁と家裁）の問題もあり、困難な場合が残ることは避けられない。これについては、実務的検討が進められている⁽³⁶⁾。本稿では、法定相続分による処理と具体的相続分による解決との関係について、各構成でどう考えることになるかが関心事である。すなわち、準共有構成における持分権及び共同債権構成における債権の額が法定相続分によるとすると、遺産分割において基準となる具体的相続分による持分権・債権額との関係はどうかなのである。準共有構成では、持分割合の変更というような表現で（あるいは、共有の弾力性の概念を用いることにより）、やや曖昧なまま移行するという説明ができるかもしれない。共同債権構成では、たとえば、遺産分割の段階における共同債権の給付の内容の更改のような法律構成を介在させることになり、明確だがやや技術的な説明に向かうことになりそうである。

（４）遺産分割前の預金債権の法律関係

準共有構成Ⅰは、銀行からの相殺を否定することになる。共同債権構成は、共同相続人の1人が自己の相続分の範囲内の払戻しを受けた場合に他の共同相続人からの不当利得返還請求等を否定することになる。各構成においてこれらの帰結を動かすことは容易ではない。そのような帰結の当否自体について議論があるところ、準共有構成Ⅱは、両者のいわば中間的なものとして、いずれについても説明ができなくはない。しかし、不明瞭さは残る。また、法定相続分と具体的相続分との調整は、準共有構成の方が共同債権構成よりも曖昧な形で処理されることになる。

このようなことから、準共有構成Ⅱが、今後の解釈論の主流になるだろう。しかし、それは上記のような不明瞭さを伴うものである。また、物権法の共有の規定の準用について、結論に合うような解釈をするという不安定さを感じられる（たとえば、251条の「変更」の解釈）。共同債権構成には、準共有構成のそのような問題の存在を浮かび上がらせるという意味がある。それは、また、「可分債権」と共同相続された預金債権を同じレベルで検討することを可能にするし、「単なる特約」との関係进行分析する契機にもなるだろう。執筆者としては、共同相続された預金債権については、曖昧な準共有構成よりも、「性質上の共同債権」として、その「性質」に適合的な規律を探求する共同債権構成の方が長期的かつ広い観点からは望ましいと考えるが、仮に準共有構成をとる場合であっても、共同債権構成のもつ問題照射機能には意義があるのではないかと思う。

(36) 植田・前掲注(23)22頁以下は、①の問題に関する具体的かつ詳細な検討である。